

令和7年度犯罪被害者等支援懇話会（第1回）における主な意見

1. 多機関ワンストップサービス体制の実施状況について

- 法的な支援を行う際は、犯罪被害者等支援に詳しい弁護士につなげていただきたい。
- 被害者等に弁護士がついている場合は、弁護士も支援調整会議に同席させていただきたい。また、その場でも「犯罪被害者等法律相談費用助成制度」等について御説明いただきたい。
- 各市町村の総合的対応窓口が機能し始めたと感じる。多機関ワンストップサービス体制により、手続が一元化されたことは、被害者等にとって負担感が減り、非常に良かったと思う。
- 多機関ワンストップサービス体制のイメージ図について、現状のものとは別に被害者等が見て分かりやすい簡易的なものがあるとよい。
- 多機関ワンストップサービス体制を滞りなく実施できるように、コーディネーターに対するサポートを強化していく必要がある。
- 犯罪被害者等の公営住宅への入居（目的外使用）について、市町村と情報共有できるとよい。
- 多機関ワンストップサービス体制の更なる充実に向けて、支援内容の検討プロセス等の情報を提供していただきたい。

2. 総合的対応窓口の運用状況について

- 県及び市町村が使用する聞き取りフォーマットについて、事例検証及び二次被害防止の観点から統一してほしい。
- 犯罪被害者等支援の人材育成に当たり、AIを活用した方法を検討していただきたい。
- 総合的対応窓口とミスマッチの相談があった際の対応研修の開催を検討していただきたい。

3. その他

- まだまだ二次被害に関する周知が足りていないと感じるので、広報啓発や研修、講演を行っていただきたい。
- 「犯罪被害者等法律相談費用助成制度」で相談費用を助成するだけでなく、弁護士費用を助成する制度があるとよい。
- 交通事故・事件の遺族に対する追悼の場を、例えば11月の第3日曜日の「世界道路交通事故犠牲者の日」等で設けていただきたい。
- 名古屋高速の名称について、高速自動車国道と誤認されているため、名称変更するように国へ提言していただきたい。
- 社会福祉士向けに研修を開催したように、弁護士に向けても研修等で相互に連携できる

とよい。

- 市町村に犯罪被害者等の支援に特化した条例の制定を働きかけるにあたり、県が条例を制定したことで見えてきた課題を市町村に共有できるとよい。
- 社会福祉士向け研修について、今後も社会福祉協議会と連携しながら継続していただきたい。
- 教育委員会との連携を強化し、犯罪被害者等や遺族に当たる児童に対する支援をより強固なものにしていただきたい。